

日銀シス第 43 号
2021 年 2 月 12 日

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムにおいて、香港ドル即時クロス決済システムとのクロスボーダーDVPリンクに関する機能を追加することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2021年4月1日から実施することとしましたので、通知します^(注)。

(注) 本件の概要は、「「日銀ネットの有効活用に向けた協議会」第20回会合の議事概要」別添2（日本銀行HP－業務上の事務連絡－日銀ネット関連－日銀ネットの有効活用に向けた協議会（<https://www5.boj.or.jp/bojnet/newbojnet/kyougikai.htm>））をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」中一部改正

○ 第1条を横線のとおり改める。

(趣旨)

第1条 国債関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第4条第2項、国債資金同時受渡に関する規則第11条、国債資金同時受渡（香港）関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第11条、国債整理基金が行う金利スワップ取引にかかる担保国債管理関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第10条および財政融資資金が行う金利スワップ取引にかかる担保国債管理関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第10条の規定による手数料および料金（以下「日銀ネット利用手数料等」という。）の納付に関する事務の取扱いのうち、日本銀行と当座勘定取引または準備預り金取引を有しない者（以下「非取引金融機関等」という。）の日銀ネット利用手数料等の納付に関する事務の取扱いについては、他の規則に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。